

「Japan Innovation Campus」 コワーキングメンバー募集要項

令和6年6月25日
経済産業省
経済産業政策局
新規事業創造推進室

(1) 「Japan Innovation Campus」について

世界で勝てるスタートアップを創出するためには、日本にグローバルなスタートアップ・エコシステムを構築することが重要であることから、経済産業省は、米国や世界のスタートアップ・エコシステムや人材とのネットワークの構築等を通じた日本の起業家やスタートアップの成長支援を目的として、令和5年11月、米国・シリコンバレー（パロアルト市）に、スタートアップ支援拠点「Japan Innovation Campus」を設置しました。

本日より、本施設の coworking スペースを利用するスタートアップの追加募集を行います。詳細は以下を御確認ください。

(2) 募集概要

- 選定企業数： 50社程度
※1社で同時かつ大人数で使用される際には応相談。
- 利用可能期間： 令和6年10月1日～令和7年9月30日（米国太平洋時間）
※ただし、選定後に募集条件を満たさなくなったときは、利用資格を取り消す場合があります。
- 利用可能日時： 土日祝日及び年末年始を除く平日8時から18時まで
※上記以外の利用希望日時については応相談。
※利用可能日時は変更される場合があります。
- 利用可能スペース： 施設内の coworking スペース及びオープンスペース
- 費用負担： 水光熱料及びインターネット利用料を含む coworking スペースの利用料は無料
※現地滞在費や渡航費、オフィス移転費、駐車料等が補助されるものではありません。
- 募集締め切り： 令和6年7月19日(金)17時00分（日本時間）
- 選定結果公表： 令和6年8月下旬以降
（御提出いただいた資料・動画などをもとに審査を行います。）
- その他： 本施設の所在地を用いての登記が可能ですが、別途、届け出が必要です。

(3) 募集対象

グローバルでの事業展開・スケールアップを目指し、本施設を定期的に利用されるスタートアップを対象とします。例えば、週1～2回の御利用や、月に1回程度シリコンバレー周辺に来訪される方など、ワークスタイルに合わせて御利用いただくことが可能です。ただし、以下の全ての条件を満たすことが必要です。

【条件】

1. 日本国及びアメリカ合衆国のいずれにおいても未上場であること。
2. 代表者若しくは創業者・共同創業者が日本国籍を有すること、又は日本国内に本店登記を行っていること。
3. 米国に進出済み又は進出を計画中のいずれかの状態であること。
4. 本施設を利用する役職員等が、米国内で就労可能なビザ、永住・条件付永住者カード（グリーンカード）、米国籍のいずれかを有すること、又はESTAによる電子渡航認証を取得済みであること。（※1）
5. 本施設を利用する役職員等が、原則として英語で開催されるピッチイベントやネットワーキングイベントなどへの参加に支障がない程度の英語力を有すること。
6. 上述のイベントの企画や参加などを通じて、本拠点を中心とするコミュニティの活性化に協力する意欲があること。
7. 本施設を利用する役職員のいずれかが、原則として月に1回以上、利用可能期間中に10日程度、本施設を利用する予定があること。（※2）

（※1）ビザについては、申請中、又は申請準備中の状態でも御応募いただくことが可能です。ただし、本件公募の審査中、本施設の利用開始時などにビザの取得状況等を確認させていただく場合があります。

（※2）利用頻度が募集条件を満たさない場合でも、本施設をドロップインで利用することが可能です。詳細はリンク先を御確認ください。（[ドロップイン利用について](#)）

(4) 御提出いただく資料など

以下のリンク先より、必須事項を御入力いただくとともに、1～3を御提出ください。

(「Japan Innovation Campus」[コワーキングメンバーエントリーフォーム](#))

1. 以下の項目を含む企業概要資料

(PowerPoint 形式10ページ程度又はWord形式5ページ程度。日本語及び英語)

- 創業者の想い、ビジョン、解決を目指す社会課題
- 創業者及び役員の名前、役職、略歴
- 体制・人員計画（人数、メンバー構成、主な従業員の名前・略歴、雇用計画など）
- 事業内容、商品説明・特徴
- 市場での優位性、市場規模、競合相手、受賞歴、特許取得状況
- 連携している企業・研究機関等のネットワーク、取引先（日本国内外）
- 販売・マーケティング戦略、事業拡大戦略
- 売上・利益（金額、取引先、日米の割合）
- 資金（資金計画、調達額、主な投資家）
- 事業を実現させるための計画（現在の課題とその解決策に向けた取組み、事業スケジュール、アクションプラン等） 等

2. 御応募いただいた理由やグローバルでの事業の展望などが分かるピッチ資料（日本語及び英語）及びピッチ動画（英語・5分程度）

3. ベンチャーキャピタル・連携企業・アワード受賞元、アカデミア関係者などからの推薦状やアクセラレーター卒業証明書（最低1通が必要。最大3通まで提出可能）

※審査に当たっては、審査に必要な限度で、また秘密保持を確保した上で、ご提出いただいた資料を外部有識者に共有する場合があります。

(5) 審査の観点

以下の3つの観点を中心に総合的に判断します。

※審査の詳細は開示しません。

1. 成長性（米国市場におけるビジネスの成長）

- ・ 米国において十分な成長が見込める事業性があるか
- ・ 提供するソリューションに先進性があるか

2. 実現性（描いたプランの実現可能性）

- ・ 持続可能な資金調達状況・計画があるか
- ・ 実現を支える人材が確保できているか
- ・ 米国での長期的な活動の見込みがあるか

3. 貢献性（コミュニティに対しての貢献）

- ・ コミュニティ・日本のスタートアップ・エコシステムへの貢献に対する積極性や意思があるか

なお、以下に該当する企業は、加対象とします。

- 2024年6月末時点におけるJ-Startup・J-Startup Impact 選定企業
- 2024年6月末時点におけるJ-Startup 地域版選定企業
- 始動Next Innovator（2015年度～2022年度）において、海外に派遣された企業及び起業家
- J-StarX（2023年度）海外起業家派遣プログラムにおいて採択され、海外に派遣された企業及び起業家

(6) 留意事項

選定された企業には、選定結果通知後、申込書類などを御提出いただきます。その際、次の各号のいずれにも該当することを確約する誓約書も御提出いただきますので、予め御了承ください。

- 1 日本国において、会社更生法に基づく会社更生手続、民事再生法に基づく民事再生手続、又は破産法に基づく破産手続を開始していないこと。また、米国においても左記に準ずるような手続を開始していないこと。
- 2 事業その他活動に関して、日本国及び米国の法令に照らして、法令違反がないこと。
- 3 役員、従業員その他当社関係者を含む全従業員が、暴力団又は暴力団員等の社会的に非難されるべき団体及び個人と関係を有していないこと。
- 4 前各号の他、当社が公序良俗に反する行為その他社会的に非難されるべき行為を行っていないこと。

本施設の利用開始後、上記1～4に記載事項のいずれかに該当しなくなった場合又は該当しなくなる可能性が生じた場合には、速やかに経済産業省に御報告いただくほか、記載事項への違反又は虚偽の申告が判明した場合には、経済産業省の判断により本施設の利用資格を取り消す場合があります。本施設の利用の取消しに伴う損害について、経済産業省及び本施設の運営者は一切の責任を負いません。